

大口町試し出勤実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、疾病による療養のため長期間職場を離れている職員で、主治医が職場復帰可能と考えられる程度に回復した者が、職場復帰前に元の職場等に一定期間継続して試験的に出勤をすること（以下「試し出勤」という。）により、職場復帰に関する不安を緩和等することにより職場復帰を円滑に行うことを目的とする。

(対象職員)

第2条 試し出勤の対象者は、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大口町条例第1号）第13条に規定する病気休暇又は病気による休職により継続して1月以上勤務しておらず、主治医及び産業医により復職可能と考えられる程度に回復した者のうち、試し出勤の実施を希望する者とする。

(実施時期)

第3条 町長は、当該職員が病気休暇期間中又は病気休職期間中、職場復帰可能と考えられる程度に回復した時期に、試し出勤を実施する。

(実施場所)

第4条 町長は、当該職員の試し出勤を休職前の元の職場で実施するものとする。ただし、政策推進課長、所属する職場の長（以下「所属長」という。）及び産業医（以下「庁内スタッフ」という。）が協議の上、当該職場で試し出勤をすることが適当でないとき認めるときは、試し出勤先を元の職場と異なる部署とすることができる。

(実施期間)

第5条 試し出勤の期間は1月程度とする。この場合において、町長は実施状況及び当該職員の意向を踏まえ、適当と判断する場合には、実施期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項後段の実施期間の延長は、概ね2週間までとする。

(実施内容)

第6条 町長は、政策推進課長と当該職員との協議内容及び主治医及び受入先所属長の意見を踏まえ、試し出勤の実施内容を決定する。

2 前項の実施内容は、職場復帰に向けた実務に関連した作業等(資料の収集整理、コピーその他の補助的作業をいう。)とし、急に多大な負荷がかかることがないよう段階的に調整する等、作業量及び作業内容に配慮したものとする。

(実施のための手続)

第7条 試し出勤を希望する職員(以下「申請者」という。)は、試し出勤実施申請書(様式第1)に試し出勤が可能である旨を医師が記載した主治医意見書(様式第2)又は診断書(以下「意見書等」という。)を添えて、試し出勤開始希望日までに所属長に提出する。

2 所属長は、申請書の提出があったときは、当該職員の休暇又は休職期間、職種、担当業務、職場の状況等を総合的に勘案し、申請書及び意見書等を、試し出勤開始希望日までに政策推進課長を経由して町長に提出する。

3 町長は、前号の書類を受理したときは、庁内スタッフで協議の上、試し出勤の実施の可否及び内容を決定させ、試し出勤を受け入れる体制を整え、試し出勤実施通知書(様式第3)により申請者に通知する。

(実施)

第8条 受入先職場の長は、試し出勤の実施に当たり、当該職員に対し、試し出勤の趣旨、内容等を説明し、試し出勤が円滑に実施できるよう配慮するとともに、試し出勤をする職員の家族、主治医、産業医及び政策推進課との連携に努めなければならない。

2 受入先職場の長は、試し出勤をする職員の心身の状況等が試し出勤に耐えられず、試し出勤を継続することが適当でないとき、試し出勤の期間若しくは内容を変更し、又は中止する。この場合において、受入先職場の長は、試し出勤(変更・中止)意見書(様式第4)を町長に提出する。

3 町長は、前号の書類を受理したときは、庁内スタッフで協議の上、試し出勤の期間若しくは内容を変更し、又は中止することを決定し、試し出勤(変更・中止)通知書(様式第5)により、当該職員に通知する。

(給与)

第9条 町長は、試し出勤実施中の職員に対し、病気休暇期間中又は病気休職中の職員に対して支給される給与等以外は、いかなる給与も支給しない。

(公務災害又は通勤災害)

第10条 町長は、本件通知に基づく試し出勤実施中に発生した災害に係る公務上の災害又は通勤による災害の認定に当たっては、地方公務員災害補償基金に協議するものとする。

附 則 (令和元年12月27日 大口町訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第 1 (第 7 条関係)

試し出勤実施申請書

年 月 日

(任命権者)

様

所属
職名
職員番号
氏名

下記のとおり試し出勤を希望します。

記

1 試し出勤実施希望期間

2 実施にあたっての希望等

3 同意事項

- (1) 法令に定めがあるものを除くほか、給与は支給されないこと。
- (2) 試し出勤に伴う災害は、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）の規定による補償と認められる場合がある。認められなかった場合は、発生した事故については自己責任において対応すること。
- (3) 試し出勤の実施に要する医師への費用及び交通費は、自ら負担すること。
- (4) 試し出勤中、職場内においては受け入れ職場の長の指示に従うこと。

様式第2（第7条関係）

主治医意見書			
氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
住所			
病名			
現在の症状、治療状況			
職場復帰のための試し出勤実施の適否についての意見			
試し出勤実施にあたっての留意事項 (試し出勤が適当と認められる場合のみご記入ください。)			
備考（その他意見等がありましたらご記入ください。)			
上記のとおり診断する。			
年 月 日			
医療機関名 主治医氏名			

様式第3（第7条関係）

試し出勤実施通知書

年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のありました試し出勤について、下記のとおり通知します。

記

1 試し出勤実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 試し出勤の時間、内容等

様式第4（第8条関係）

試し出勤（変更・中止）意見書

年 月 日

大口町長 様

課長

次の者は、以下の理由により試し出勤を（変更・中止）することが適当と認めます。

所属名		職員名簿 職・氏名	
試し出勤 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
変更の場合	(変更の内容)		
	(変更した理由)		
中止の場合	(中止した期間)		
	年 月 日から 年 月 日		
	中止した理由		

様式第5（第8条関係）

試し出勤（変更・中止）通知書	
年 月 日	
様	
大口町長 印	
記	
試し出勤 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更の場合	（変更の内容）
	（変更した理由）
中止の場合	（中止した期間）
	年 月 日から 年 月 日まで
	（中止した理由）